

西東京市教育に関する重点施策について

○ 経過

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

平成 27 年 4 月 1 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員長と教育長の一本化や総合教育会議の設置、教育に関する大綱の作成が義務付けられた。

(2) 西東京市総合教育会議の開催

法改正に伴い、平成 27 年度より市長と教育委員会の協議・調整の場となる総合教育会議を設置し、教育に関する大綱の策定や重点施策、重要な教育課題について検討を行った。

年度	開催日	主な内容
平成 27 年度	4 月 10 日	法改正の概要説明、大綱の検討、重点施策の検討
	4 月 21 日	大綱の策定、H27 重点施策の決定
	11 月 2 日	重点施策の状況確認、いじめ防止対策推進条例の意見交換
平成 28 年度	8 月 1 日	H27 の取組の振り返り、 H28 重点施策の決定
	2 月 21 日	H28 の取組の報告、H29 重点施策の検討
平成 29 年度	5 月 17 日	H29 重点施策の決定 、H29 の取組内容の確認

(3) 西東京市教育に関する大綱の策定

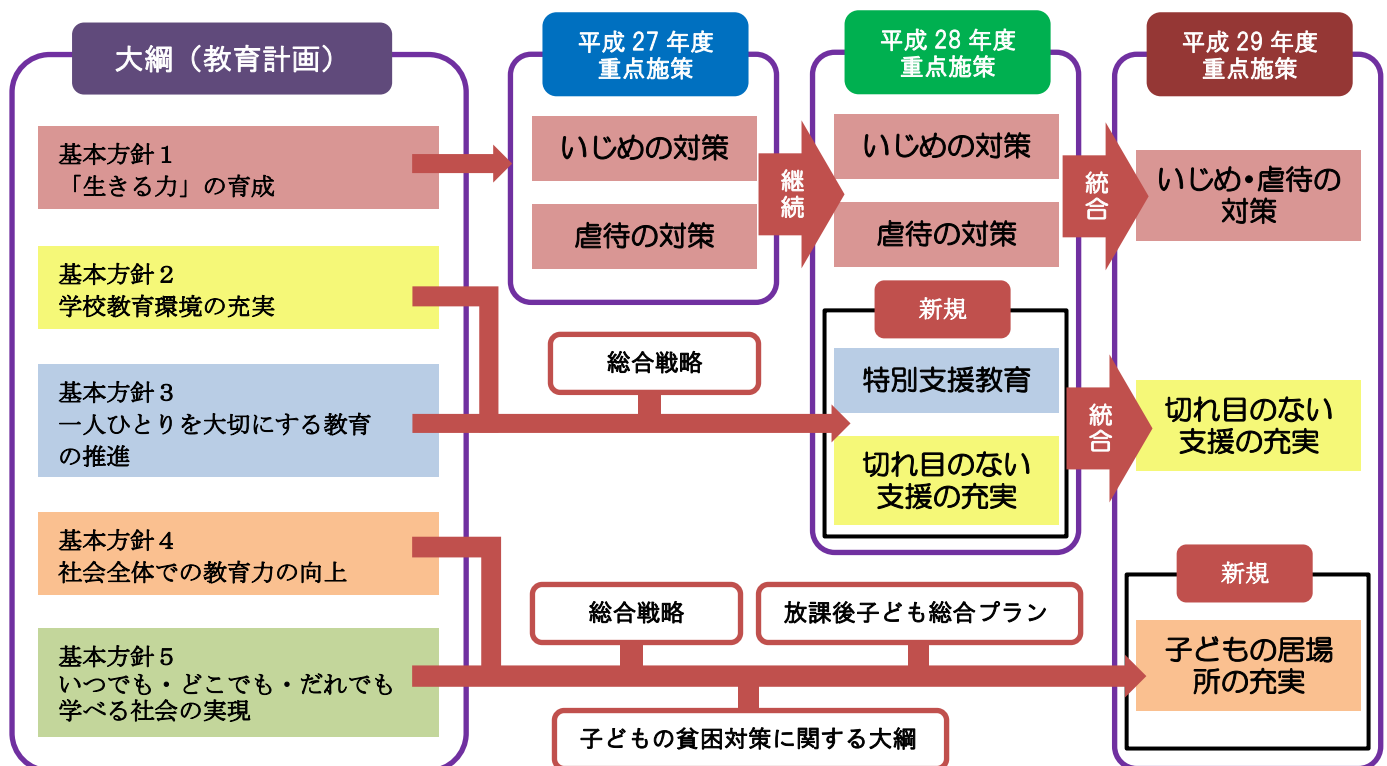
平成 27 年 4 月に開催した総合教育会議での検討結果を受け、教育に関する大綱を策定した。大綱は、西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）を踏まえ、教育計画の 5 つの基本方針を大綱に充て、期間も教育計画と同様に平成 30 年度までとした。

(4) 教育に関する重点施策について

教育に関する重点施策は、大綱（教育計画）の 5 つの基本方針を踏まえ、本市が重点的に講ずべき取組を掲げ、毎年度見直しを行っている。

平成 27 年度は、大綱の基本方針 1 から「いじめの対策」と「虐待の対策」を重点施策とし、平成 28 年度は前年度の重点施策を継続するとともに、基本方針 2 及び 3 と市の総合戦略から、「特別支援教育」と「切れ目のない支援」を新たに重点施策に加えた。

平成 29 年度は、「いじめの対策」と「虐待の対策」、「特別支援教育」と「切れ目のない支援」を統合するとともに、大綱の基本方針 4 及び 5 や国が示す「放課後子ども総合プラン」や「子どもの貧困に関する大綱」を踏まえ、新たに「子どもの居場所の充実」を重点施策とした。



参考1. 平成29年度の重点施策

○重点施策 **いじめ・虐待の対策**

児童・生徒の生命や心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼす、いじめ・虐待の問題を学校・家庭・地域と連携し、対策を進めます。

○重点施策 **切れ目のない支援の充実**

乳幼児期から学齢期への連続性のある支援体制を整備し、子育て家庭への情報発信の強化や特別支援教育の推進を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます。

○重点施策 **子どもの居場所の充実**

子どもたちが安全・安心に過ごし、いきいきと活動ができるスペースなど居場所の充実を図ります。地域とのふれあいを深め、子どもたちがコミュニティの一員として参画していける環境づくり、安心して子育てできる環境の整備を進めます。

参考2. 重点施策関連法令・計画等

<国の方針・法律>

○いじめ防止対策推進法 ⇒【いじめ・虐待の対策】

■いじめ防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、学校・自治体等の関係者の責務を定める。

○児童虐待防止法 ⇒【いじめ・虐待の対策】

■児童への虐待を禁止し、自治体等の責務を定めるとともに、虐待を受けた児童を早期に発見・保護して、自立を支援する。

○放課後子ども総合プラン ⇒【子どもの居場所の充実】

■共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次世代の人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体的を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める。

■総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策のあり方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

○子どもの貧困対策に関する大綱 ⇒【子どもの居場所の充実】

■「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後子どもクラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進する。

<西東京市の計画等>

○第2次総合計画 ⇒【いじめ・虐待の対策】【切れ目のない支援】【子どもの居場所の充実】

■子どものいじめや不登校等が社会問題化する中、子どもや保護者にとって身近で安心できる相談機能の充実を図るとともに、深刻な事態となる前に未然防止するための体制づくりなど、庁内関係部署の横断的な連携や関係機関等との協力体制の充実に取り組みます。

■子どもの居場所の確保や、世代を越えた交流機会の確保に引き続き取り組みます。さらに、学校・家庭・地域が連携することで子どもたちの地域社会への参画意欲を促し、子どもたちが自ら考えて行動し、成長していく環境を整えます。

○まち・ひと・しごと 創生総合戦略 ⇒【切れ目のない支援】【子どもの居場所の充実】

■結婚・出産・子育て期における切れ目のない支援や待機児童対策、子育て家庭への情報発信の強化や子どもの居場所づくりなどを充実させ、だれもが安心して産み育てることのできる環境づくりを実現します。

○教育計画 ⇒【いじめ・虐待の対策】【切れ目のない支援】【子どもの居場所の充実】

■学校施設を活用し、放課後などにおける子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを地域住民の参画を得て実施します。

○いじめ防止対策推進条例 ⇒【いじめ・虐待の対策】

■いじめの防止等のための対策について基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。